

○財務省告示第四百五十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平
成十五年五月二十六日に発行する利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十五年五月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百四十九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行	うち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で千四百九十二億七千万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項に基づき発行する利付国債については、額面金額で一兆七千五百九十二億七千万円	一兆九千九十二億七千八百八十五万四千円

七 最低額面金
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集価格
 十一 利率
 十二 経過利子の払込み

五万円
 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
 平成十五年五月二十六日
 額面金額百円につき百円四十九銭
 年〇・六パーセント
 (一) 国債募集引受団は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{67}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定す

る期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	十五	十六	十七	十八	十九
第二期 以後の 利子以	償還期 限	償還金 額	元利支 出	払込期 間	払込期 日
毎年三月二十日及び九月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。	平成二十五年三月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	平成十五年五月九日から平成十五 年五月二十日まで	平成十五年五月二十六日